

平成31年度薬務課 事務分掌

課長 應和卓治

分掌事務	参考
1 課内の連絡調整に関すること。 2 医工連携の総合調整に関すること。 3 血液製剤使用適正化の総合調整に関すること。 4 肝炎対策の総合調整に関すること。	岡田史恵

【麻薬グループ】

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
1 グループの総括 ・グループ内の事務の進行管理に関すること。 ・グループ員の育成指導に関すること。 ・グループ員の業務チェックに関すること。 2 課内の調整等に関すること。	主幹 須原 智	
1 グループの予算編成・決算の資料作成に関すること。 2 課及びグループの文書ファイル管理に関すること。 3 薬事功労表彰事務に関すること。 4 ネットワーク担当者の事務に関すること。（主） 5 事務費に関すること。 6 課の文書の收受に関すること。 7 麻薬、覚醒剤、大麻、あへん等に係る司法警察員としての 職務に関すること。	主幹 須原 智	事業調整員 佐々木 稔浩
1 麻薬、覚醒剤、大麻、あへん等に係る司法警察員としての 職務に関すること。 2 麻薬中毒審査会、麻薬中毒者の届出等の受理及び麻薬中毒者の観察指導に関すること。 3 麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の監視指導方針等に関すること。 4 麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の立入検査及び廃棄等に関すること。 5 麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の事故に関すること。 6 麻薬監視等関係の報告に関すること。 7 けし、大麻の認定等に関すること。 8 薬物乱用対策推進本部に関すること。 9 会議に関すること。 10 麻薬取扱者（広島市中区及び南区に限る。ただし、事務の総括及び小売業者間の譲渡しに係る全域の事務を含む。）、覚醒剤関係指定者、大麻取扱者及びけし栽培者等の許可、免許及び届出等に関すること。 11 麻薬及び向精神薬取締法、覚せい剤取締法、大麻取締法及びあへん法に関するその他の業務に関すること。 12 有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律の施行及び 危害防止等に関すること。	事業調整員 佐々木 稔浩	主幹 須原 智
1 麻薬、覚醒剤、大麻、あへん等に係る司法警察員としての 職務に関すること。 2 薬物乱用防止対策に関すること。 3 薬物乱用防止指導員、ヤング薬物乱用防止指導員に関すること。 4 薬物再乱用防止対策、薬物依存症対策に関すること。 5 覚醒剤等相談窓口事業に関すること。 6 指定薬物の監視指導に関すること。 7 麻薬・覚醒剤、麻薬取締、薬事・毒劇物監視功績表彰事務に関すること。 8 麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の立入検査及び廃棄等に関すること。 9 麻薬、向精神薬及び覚醒剤等の事故に関すること。 10 押収した麻薬、あへん、けしがら、大麻、覚醒剤等の国庫 帰属に関すること。 11 シックハウス症候群・化学物質過敏症対策に関すること。	主任 平本 春絵	事業調整員 佐々木 稔浩

【薬事グループ】

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
○ グループの総括 <ul style="list-style-type: none"> ▪ G.L専決事項 ▪ グループ内の事務の進行管理に関すること。 ▪ グループ員の育成指導に関すること。 ▪ グループ員の業務チェックに関すること。 	主幹 石部 敦子	
1 グループ内危機管理対応に関すること。 2 全国薬務主管課長協議会等に関すること。 3 薬事審議会に関すること。 4 グループの予算編成等の資料作成に関すること。 5 グループの文書ファイル管理に関すること。 6 各種講習会・会議に関すること。	主幹 石部 敦子	主任 上田 健太
1 医薬品医療機器法の施行に関すること。 2 患者のための薬局ビジョン推進に関すること。 3 広島県地域保健対策協議会に関すること。 4 再生医療等製品販売業の許可等に関すること。 5 関係団体の育成に関すること。 6 薬剤師法（免許事務を除く。）に関すること。	主任 上田 健太	技師 長谷川 由貴
1 医薬品医療機器法に基づく監視指導に関すること。 2 地域医療介護総合確保事業に関すること。 3 登録販売者試験に関すること。 4 医薬品の知識普及及び消費者対策に関すること。 5 後発医薬品の使用促進に関すること。 6 毒物及び劇物取締法に関すること。	技師 長谷川 由貴	主幹 石部 敦子
1 配置販売業の許可等に関すること。 2 薬局機能情報提供事業に関すること。 3 毒物劇物取扱者試験に関すること。 4 特定毒物使用者の指定及び特定毒物研究者の許可に関すること。 5 農薬危害防止に関すること。 6 情報公開条例及び個人情報保護条例に関すること。 7 麻薬取扱者の免許及び届出等（広島市安佐北区及び安芸区に限る。）に関すること（但し、小売業の譲渡しに係る事務を除く。）。	嘱託員 山本 美由記	主任 上田 健太 【麻薬取扱者免許等】 佐々木 稔浩
1 配置販売業の配置従事者身分証明書の事務に関する事務。 2 登録販売者に係る事務に関する事務。 3 医薬品医療機器法に係る事務補助に関する事務。 4 毒物及び劇物取締法に係る事務補助に関する事務。 5 薬剤師法に係る免許事務に関する事務。 6 関係団体に係る事務補助に関する事務。 7 その他関係する補完的な事務に関する事務。	嘱託員 川島 ゆり	技師 長谷川 由貴

【 製薬振興グループ 】

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
○ グループの総括 <ul style="list-style-type: none"> ・グループ内の事務の進行管理に関すること。 ・グループ員の育成指導に関すること。 ・グループ員の業務チェックに関すること。 	主査 源内 智子	
1 医薬品等先端技術の振興及び治験等の活性化に関すること。 2 医薬品等製造販売業・製造業の育成に関すること。 3 血液製剤使用適正化に関すること。 4 薬用植物に関すること。 5 グループの予算編成等の資料作成に関すること。	主査 源内 智子	事業調整員 中川 裕将
1 医薬部外品及び化粧品の製造販売業・製造業に関すること。 2 医療機器修理業に関すること。 3 新型インフルエンザ対策等に関すること。 4 毒物劇物製造業・輸入業に関すること。 5 合同輸血療法委員会に関すること。 6 温泉法に関すること。	事業調整員 中川 裕将	技師 白石 有希恵
1 治験等の活性化に関すること。 2 医療機器製造販売業・製造業に関すること。 3 再生医療等製品製造販売業に関すること。 4 医工連携に関すること。 5 医薬品及び特定保険医療材料価格調査に関すること。 6 医薬品検定検査事務等の委託業務に関すること。	主任 高橋 淳子	事業調整員 中川 裕将
1 医薬品製造販売業・製造業(薬局関係を除く)に関すること。 2 医薬品及び医薬部外品製造業のGMPに関すること。 3 薬局製造販売医薬品製造販売業・製造業に関すること。 4 医薬品副作用被害救済制度等に関すること。 5 ワクチン等需給調整及び中毒治療薬の備蓄に関すること。 6 災害救急用医薬品等の需給調整及び整備に関すること。	技師 白石 有希恵	主任 高橋 淳子
1 献血の推進に関すること。 2 採血業の事務に関すること。 3 麻薬取扱者の免許及び届出等(広島市東区及び佐伯区)に関すること(ただし、小売業間の譲渡しに係る事務を除く)。 4 グループの文書ファイル管理に関すること。	嘱託員 沖野 恵子	主査 源内 智子 事業調整員 佐々木 稔浩
1 治験等の活性化に係る事務に関すること。 2 医薬品及び特定保険医療材料価格調査の補完的な事務に関すること。 3 医薬品医療機器等申請審査システムに関すること。 4 麻薬取扱者の免許及び届出等(広島市西区及び安佐南区)に関すること(ただし、小売業間の譲渡しに係る事務を除く)。	嘱託員 中根 直子	主任 高橋 淳子 事業調整員 佐々木 稔浩

【肝炎対策グループ】

分掌事務	担当者	
	主担当	副担当
<p>○ グループの総括</p> <ul style="list-style-type: none"> ▪ GL専決事項 ▪ グループ内の事務の進行管理に関すること。 ▪ グループ員の育成指導に関すること。 ▪ グループ員の業務チェックに関すること。 	主査 児玉 博臣	
1 肝炎対策の総合調整に関すること。 2 肝炎対策事業、特定感染症検査等事業、肝炎治療特別促進事業、肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業及び広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業等の調整に関すること。 3 第3次広島県肝炎対策計画の進行管理に関すること。 4 連携協定の調整に関すること。 5 グループ内の事務の調整に関すること。	主査 児玉 博臣	事業調整員 藤井 ますみ
1 肝炎治療特別促進事業のうち、治療費の支払い（社保・国保）に関するこ と。 2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業の治療費の支払いに関するこ と。（社保・国保） 3 広島県肝疾患患者フォローアップシステム事業に関するこ と。 4 特定感染症検査等事業に関するこ と。 5 健康増進事業のうち肝炎ウイルス検査に関するこ と。 6 重症化予防事業に関するこ と。 7 グループの予算に関するこ と。 8 各種会議に関するこ と。 9 グループ内の文書管理に関するこ と。	事業調整員 藤井 ますみ	技師 三野 恵実
1 肝疾患診療連携拠点病院に関するこ と。 2 肝炎治療特別促進事業（治療費の支払いに関するこ とを除く。）に関するこ と。 3 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業（治療費の支払いに関するこ とを除く。）に関するこ と。 4 肝疾患コーディネーター養成・活用に関するこ と。 5 広島県肝炎対策協議会に関するこ と。 6 肝炎対策事業の普及啓発に関するこ と。 7 連携協定に基づく事業の実施に関するこ と。 8 医薬品副作用被害救済制度（C型肝炎に限る。）に関するこ と。	技師 三野 恵実	主査 児玉 博臣
1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に関するこ と。 (1) 治療受給者証申請に係る受付・交付業務 (2) 治療受給者証更新申請に係る受付・交付業務 (3) 治療費の支払い事務（社保・国保） (4) 肝炎治療医療費助成システム契約に係る補助事務 2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、次の事務に関するこ と。 (1) 治療受給者証申請に係る受付・交付業務 (2) 治療受給者証更新申請に係る受付・交付業務 (3) 治療費の支払い事務（社保・国保） (4) 肝がん医療費助成システムに契約に係る補助事務 3 各種会議開催に係る補助事務 4 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務	嘱託員 橘高 恒子	嘱託員 山崎 真佐美

<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に係る補助事務。</p> <p>(1) 治療受給者証申請に係る受付・交付業務</p> <p>(2) 治療受給者証更新申請に係る受付・交付業務</p> <p>2 肝疾患者フォローアップシステム事業のうち、次の事務に関すること</p> <p>(1) 医療機関委託契約に係る補助事務</p> <p>(2) 医療機関受診調査票記載手数料支出事務に關すること。</p> <p>(3) 保健所、市町への医療機関受診調査票発送事務に關すること。</p> <p>3 文書受付整理簿の作成事務</p> <p>4 グループ内の物品の発注に關すること</p> <p>5 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	嘱託員 山崎 真佐美	嘱託員 田中 幸美
<p>1 広島県ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業のうち、次の事務に關すること。</p> <p>(1) 検査費用支給申請に係る受付・交付事務に關すること。</p> <p>(2) 検査費用支給申請に係る支出事務に關すること。</p> <p>(3) 医療費支給申請（償還）に係るＩＢシステム入力事務</p> <p>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、次の事務に關すること。</p> <p>(1) 医療費支給申請（償還）係る受付・交付業務</p> <p>(2) 医療費支給申請（償還）に係る支出事務</p> <p>(3) 医療費支給申請に（償還）係るＩＢシステム入力事務</p> <p>3 ひろしま肝疾患コーディネーター研修会等に係る補助事務</p> <p>4 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	嘱託員 田中 幸美	嘱託員 沼田 美咲
<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に關すること。</p> <p>(1) 医療費支給申請（償還）係る受付・交付業務</p> <p>(2) 医療費支給申請（償還）に係る支出事務に關すること。</p> <p>2 特定感染症検査等事業のうち、次の事務に關すること</p> <p>(1) 医療機関委託契約に係る補助事務</p> <p>(2) 検査委託料支出事務に關すること。</p> <p>3 肝疾患者フォローアップシステム事業のうち、肝疾患者フォローアップシステム入力事務に關すること</p> <p>4 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	嘱託員 沼田 美咲	嘱託員 久保 友紀
<p>1 肝炎治療特別促進事業のうち、次の事務に關すること。</p> <p>(1) 治療受給者証交付に係るＩＢシステム入力事務</p> <p>(2) 治療受給者証交付に係る治療受給者証の作成・発送事務</p> <p>(3) 治療受給者証更新に係る通知等事務</p> <p>(4) 指定医療機関の指定・変更等申請に係る受付・交付業務</p> <p>2 肝がん・重度肝硬変治療研究促進事業のうち、次の事務に關すること。</p> <p>(1) 参加者証交付に係るＩＢシステム入力事務</p> <p>(2) 参加者証交付に係る治療受給者証の作成・発送事務</p> <p>(3) 参加者証更新にかかる通知事務</p> <p>(4) 指定医療機関の指定・変更等申請に係る受付・交付業務</p> <p>3 各種資料作成、文書の收受・発送に係る補助事務</p>	嘱託員 久保 友紀恵	嘱託員 橋高 恒子

第2 保健所概況 1 県立保健所(支所)

保 健 所 名 (支 所)	開設年月日	所 在 地	人 口 (人)	面 積 (km ²)	市町数	管 轄 市 町 名
西 部	昭 19. 10. 20	〒738-0004 廿日市市桜尾2-2-68 0829-32-1181	556,119 (142,334)	2,621.14 (568.14)	5 市 6 町 (2 市)	大竹市(27,186) 廿日市市(115,148)
広 島	平 21. 4. 1	〒730-0011 広島市中区基町10-52 082-228-2111	169,469	1,599.50	1 市 6 町	安芸高田市(28,188) 安芸郡 府中町(51,206) 海田町(29,420) 熊野町(23,325) 坂町(13,031) 山県郡 安芸太田町(5,971) 北広島町(18,328)
吳	平 5. 4. 1	〒737-0811 吳市西中央1-3-25 0823-22-5400	244,316	453.50	2 市 2 町	吳 市(221,401) 江田島市(22,915)
西 部 東	昭 19. 10. 20	〒739-0014 東広島市西条昭和町13-10 082-422-6911	227,239	796.50	2 市 1 町	東広島市(194,548) 竹原市(25,079)
東 部	昭 17. 1. 10	〒722-0002 尾道市古浜町26-12 0848-25-2011	752,897 (242,782)	2,130.67 (1,034.80)	4 市 2 町 (1 町)	豊田郡 大崎上島町(7,612) 三原市(92,999) 尾道市(134,200)
福 山	昭 13. 8. 19	〒720-8511 福山市三吉町1-1-1 084-921-1311	510,115	1,095.87	2 市 1 町	世羅郡 世羅町(15,583) 福山市(462,965) 府中市(38,511)
北 部	昭 19. 10. 20	〒728-0013 三次市十日市東4-6-1 0824-63-5181	86,813	2,024.63	2 市 2 町	神石郡 神石高原町(8,639) 三次市(51,690) 庄原市(35,123)

(注) 人 口 …… 平成30年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面 積 …… 平成29年全国都道府県市区町村別面積調査による。

2 政令市等保健所

保健所名 (分室)	開設年月日	所在	面地	人口(人)	面積(km ²)
広島市	(中区)	平730-0043 広島市中区富士見町11-27	082-241-7408	138,816	
	(東区)	平732-8510 広島市東区東蟹屋町9-38	082-568-7752	119,856	
	(南区)	平734-8523 広島市南区皆実町1-4-46	082-250-4136	144,026	
	(西区)	平733-8530 広島市西区福島町2-2-1	082-532-1017	191,528	
	(安佐南区)	平731-0193 広島市安佐南区古市1-33-14	082-831-4563	245,585	
市	(安佐北区)	平731-0292 広島市安佐北区可部4-13-13	082-819-3956	141,673	
	(安芸区)	平736-8501 広島市安芸区船越南3-4-36	082-821-2829	78,873	
	(佐伯区)	平731-5135 広島市佐伯区海老園2-5-28	082-943-9762	137,660	
	吳市	昭23.8.1 平10.4.1	平737-0041 吳市和庄1-2-13 平720-0032 福山市三吉町南2-11-22	221,401 462,965	352.80 518.14
	福山市		0823-25-3532 084-928-1164		

(注) 人口……平成30年6月1日広島県人口移動統計調査速報による。
面積……平成29年全国都道府県市区町村別面積調査による。

第3章 著作権関係の法律

(注1) 平成21年度は...改訂版が法規則(以下単に「附則」という。)第2条の規定により、引き続き一般版が元詔令の許可による業務を行う者(以下「既存

(注2) 平成20年度までの数は、旧法による卸売一般販売業である。
附則第8条の規定により引継ぎ業種離脱告白業の許可に係る業務を行いう者である。

(製造)業「医薬品等製造販売」(輸入販売)業には、修理業を含む。

(注7)大臣登録分室を含む。

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	県政 合計	市 合計										
温泉施設	232	68	20	30	118	350	221	62	20	27	109	330
温泉利用施設	-	-	-	0	0	14	-	-	0	14	16	-
家庭麻薬製造業者	1	-	1	1	2	1	-	1	1	2	1	-
麻薬卸売業者	12	9	3	4	16	28	10	12	3	4	19	29
麻薬小売業者	450	575	128	191	894	1,344	584	419	146	218	783	1,367
取扱業者	140	166	45	79	290	430	167	131	50	88	269	436
麻薬施用者	1,519	2,798	595	747	4,140	5,659	2,925	1,492	626	848	2,966	5,891
研究者	14	22	4	11	37	51	27	16	4	11	31	58
計	2,136	3,570	775	1,033	5,378	7,514	3,714	2,070	8239	1,170	4,069	7,783
麻病院	85	81	24	39	144	229	86	79	26	43	148	234
一級診療所	366	522	123	182	827	1,193	383	501	118	187	806	1,189
歯科診療施設	48	60	17	27	104	152	43	52	17	26	95	138
動物診療施設	500	666	164	249	1,079	1,579	513	634	161	257	1,052	1,565
大麻研究者	3	1	1	2	5	4	3	3	7	3	2	1
要覚醒剤指定	0	1	1	2	2	1	1	2	2	1	1	1
指定期定	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
覚醒剤研究者	3	8	2	1	11	14	3	8	2	1	11	14
覚醒剤原料取扱者	13	11	5	7	23	36	13	12	5	7	24	39
覚醒剤原料研究者	2	2	3	5	7	3	2	3	5	8	3	5
小計	18	20	10	11	41	59	18	20	9	11	40	58
等	565	682	142	242	1,066	1,631	685	557	148	241	946	1,631
指定不取扱者	1,391	1,964	425	392	2,781	4,172	1,369	417	1,387	2,183	4,155	1,397
病院・診療所	101	99	17	43	159	260	107	120	19	42	181	(288)
動物・飼育施設	2,057	2,745	584	677	4,066	6,063	2,764	2,046	584	680	3,310	6,074
計	2,075	2,765	594	688	4,047	6,122	2,024	2,656	593	886	4,135	6,159
合計	2,075	2,765	594	688	4,047	6,122	2,024	2,656	593	886	4,135	6,159

(注) 麻薬・大麻・覚醒剤等は、当該年度の12月31日現在の数である。

第4 薬務関係職員配置状況等

1 監視員任命、身分証交付等状況

(平成30年度)

所 属	職 名	氏 名	薬事監視員	毒物劇物監視員	家庭用品衛生監視員	覚せい剤監視員	麻薬取締員	大麻立入検査員	あへん監査員	温泉立入検査員	登録分析機関立入査員	の麻6の該当職員	6向立の該當職員	6の法規立の該當職員	6の血液製剤立の該當職員	6の安全部立の該當職員	6の安全確保法立の該當職員
薬務課 (麻薬グループ)	薬務課長	應和 卓治	○	○		○	○	○	○	○	○			○			○
	参事	西田 ルリコ	○	○		○	○	○	○	○	○			○			○
	主幹	須原 智				○	○	○	○	○	○			○			○
	主任	平本 春絵	○	○		○	○	○	○	○	○			○			○
	主任	行廣 享平	○	○		○	○	○	○	○	○			○			○
	(薬事グループ)	主幹	石部 敦子	○	○		○	○	○	○	○						○
	技師	上田 健太	○	○		○	○	○	○	○	○						○
	技師	安井 春香	○	○		○	○	○	○	○	○						○
	(製薬振興グループ)	主査	片平 尚貴	○	○		○	○	○	○	○		○	○			○
	主任	水谷 誠	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○			○
(肝炎対策グループ)	技師	高橋 淳子	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○			○
	技師	白石 由希恵	○	○		○	○	○	○	○	○		○	○			○
	事務嘱託員	沖野 恵子															○
	主査	源内 智子	○	○													○
西部保健所	技師	三野 恵実	○	○													○
	生活衛生課長	山口 まみ	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
	主幹	山下 和子	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
	主査	谷本 陽子	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
	主任	多武保 泰治	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
	技師	上田 優	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
	技師	深本 純子	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
広島支所	食品・薬事業務指導嘱託員	小川 加代	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○			○
	参事	岡田 史恵	○	○		○			○	○	○						○
	食品薬事係長	湯藤 亜里	○	○		○			○	○	○						○
	主任	田中 秀和	○	○		○			○	○	○						○
	主任	下角 奈々絵	○	○		○			○	○	○						○
	技師	下中村 雅	○	○		○			○	○	○						○
呉支所	衛生環境課長	西川 英樹	○	○		○			○	○	○						○
	事業調整員	森木 智男	○	○		○			○	○	○						○
	主任	門田万里子	○	○		○			○	○	○						○
	主任	佐野ユカリ	○	○		○			○	○	○						○

2 試験検査担当

(平成30年度)

所 属	職 名	氏 名
保健環境センター	保健研究部長	寺内 正裕
	副部長	重本 直樹
	副部長	伊達 英代
	主任研究員	中島 安基江
	主任研究員	島津 幸枝
	主任研究員	谷澤 由枝
	主任研究員	井原 紗弥香
	主任研究員	秋田 裕子
	研究員	池田 周平
	研究員	増田 加奈子
	研究員	平塚 貴大
	研究員	福原 亜美
	研究員	菅田 和子
	技師（育休任期付）	安部 かおり
西部保健所 (理化学)	主幹	山内 慎也
	事業調整員	松本 英之
	主任（エルダー）	水本 恵子
	技師	丸谷 有香
	技師	桑原 由佳
東部保健所福山支所 (理化学)	主査	石原 孝昭
	主査	河村 隆宏
	技師	片山 貴朗

第5 附属機関等

広島県行政組織規則第19条により設置された附属機関等は、次のとおりである。

(平成30年度)

名 称	目 的
広島県薬事審議会	医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律及び広島県薬事審議会条例の規定に基づき、知事の諮問に応じ、薬事に関する事項について調査審議すること。
広島県麻薬中毒審査会	麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づき、麻薬中毒者医療施設に入院した者の入院継続の適否について審査すること。
広島県献血推進審議会	安全な血液製剤の安定供給の確保等に関する法律の規定による広島県献血推進計画の策定及び献血推進に関する重要事項について調査審議すること。

1 広島県薬事審議会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

区分	所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
委 員 会 員 者	広島県議会議員	高山 博州	
	広島県議会議員	山下 智之	
	広島大学教授	小澤 孝一郎	
	(一社)広島県医師会会長	平松 恵一	
薬事業務の従事者	(公社)広島県薬剤師会会长	豊見 雅文	
	広島県女性薬剤師会副会長	中川 潤子	
	広島県医薬品卸協同組合理事長	藤本 茂	
	(一社)広島県医薬品登録販売者協会常務理事	平本 優子	
消費者の意見代表者	広島県国民健康保険団体連合会常務理事	佐々木 浩二	
	日本労働組合総連合会広島県連合会連合広島女性委員会副委員長	大萩 文枝	
	広島県地域女性団体連絡協議会常任理事	田房 明美	
	(公社)広島消費者協会理事	寺岡 菊惠	
県職員	健康福祉局長	田中 剛	

2 広島県麻薬中毒審査会委員候補者名簿

(平成 30 年 5 月 11 日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島地方検察庁総務部長	横山繁夫	
広島家庭裁判所判事	近藤義浩	
弁護士	佐藤邦男	
精神保健指定医	山崎政数	
"	長尾早江子	

3 広島県環境審議会温泉部会委員名簿

(平成 30 年 12 月 17 日現在)

所 属 ・ 職 名	氏 名	備 考
広島県薬剤師会常務理事	中川潤子	
中国地域づくり交流会会員	三好久美子	
広島大学大学院名誉教授	於保幸正	部会長代理
広島大学大学院教授	山崎博史	部会長
中国経済産業局資源エネルギー環境部長	斎藤秀幸	

4 広島県薬物乱用防止対策推進本部員・幹事名簿

(平成 30 年 6 月 20 日現在)

区 分	職 名	氏 名	備 考
本部長	広島県知事	湯崎英彦	
本部員	広島地方検察庁刑事部長	佐久間進	
"	広島矯正管区第三部長	遠藤英明	
"	広島刑務所長	光岡英司	
"	広島拘置所長	丸尾博之	
"	広島少年鑑別所長	神門一途	
"	広島保護観察所長	瀧澤千都子	
"	広島入国管理局長	田口敬治	
"	広島税関支署長	安東芳也	
"	中国四国厚生局麻薬取締部長	石井昭彦	
"	中国運輸局広島運輸支局長	森井茂人	
"	第六管区海上保安本部警備救難部長	山田宏一	
"	広島海上保安部長	田原稔啓	

区分	職名	氏名	備考
本部員	広島労働局長	川口達三	
"	広島大学医学部長	秀道広	
"	一般社団法人広島県医師会会长	平松恵一	
"	公益社団法人広島県薬剤師会会长	豊見雅文	
"	広島県教育委員会教育長	平川理恵	
"	広島県警察本部長	石田勝彦	
"	広島県環境県民局長	森永智絵	
"	広島県健康福祉局長	田中剛	副本部長
"	広島県立総合精神保健福祉センター所長	佐伯真由美	
幹事	広島地方検察庁麻薬係検事	福林千博	
"	広島矯正管区少年矯正第二課長	里見聰	
"	広島刑務所分類教育部首席矯正処遇官	山崎秀	
"	広島拘置所首席矯正処遇官	増田屋義則	
"	広島少年鑑別所首席専門官	伊藤泰彦	
"	広島保護観察所統括保護観察官	生田美奈	
"	広島入国管理局首席入国警備官	吉永祥一	
"	広島税関支署統括監視官	安岡希延	
"	中国四国厚生局麻薬取締部捜査課長	深田真功	
"	中国運輸局広島運輸支局首席陸運技術専門官	大谷勝彦	
"	第六管区海上保安本部警備救難部国際刑事課長	黒川亮	
"	広島海上保安部警備救難課長	永田誠一郎	
"	広島労働局監督課長	高津祥実	
"	広島大学霞地区運営支援部学生支援グループリーダー	小野田正夫	
"	一般社団法人広島県医師会常任理事	大谷博正	
"	公益社団法人広島県薬剤師会副会長	野村祐仁	
"	広島県教育委員会教育部豊かな心育成課長	山垣内雅彦	
"	広島県教育委員会生涯学習部生涯学習課長	田坂嘉章	
"	広島県警察本部生活安全部少年対策課長	嶋野誠	
"	広島県警察本部刑事部薬物銃器対策課長	野田幸宏	
"	広島県環境県民局県民活動課長	宮尾茂	
"	広島県健康福祉局医務課長	福永裕文	
"	広島県健康福祉局健康対策課長	海嶋照美	
"	広島県健康福祉局薬務課長	應和卓治	
"	広島県立総合精神保健福祉センター地域支援課長	森美佐緒	

5 広島県肝炎対策協議会委員名簿

(平成31年3月31日現在)

区分	役職等	氏名	備考
広島県医師会	常任理事	中西 敏夫	
広島県医師会 (産業医部会)	常任理事	大本 崇	
肝炎の専門医師	広島大学大学院教授	茶山 一彰	
肝炎の医療に関し学識 経験を有する者	医療法人吉川医院 院長	吉川 正哉	
	広島大学大学院教授	田中 純子	
肝炎対策を所管する行 政職員	広島市保健部長	臺丸 尚子	
	呉市保健所長	内藤 雅夫	
	福山市保健所長	田中 知徳	
	広島県健康福祉局長	菊間 秀樹	
	広島県保健所長会会長	近末 文彦	
患者団体代表	広島肝友会代表	岡馬 重充	
	備後肝友会会长	石田 彰子	
医療保険者	全国健康保険協会広島支 部長	神田 和幸	
検診機関	一般財団法人広島県環境 保健協会健康クリニック 診療所長	武生 英一郎	
経済団体	広島県商工会議所連合会 事務局長	植野 実智成	

6 広島県献血推進審議会委員名簿

(平成 31 年 2 月 24 日現在)

区分	職　　名	氏　名	備　考
献血 推進 に關し 識見 のある 者	広島県議会県議会議員	岩下 智伸	
	広島大学原爆放射線医科学研究所 附属被ばく資料解析部助教	杉原 清香	副会長
	一般社団法人広島県医師会常任理事	大谷 博正	会長
	一般社団法人広島県病院協会常任理事	土谷 晋一郎	
機関 関係 行政 の職員	広島県市長会三次市長	増田 和俊	
	広島県町村会坂町長	吉田 隆行	
関係 団体 の職員	広島県教育委員会教育部長	諸藤 孝則	
	広島県公立高等学校長協会副会長	安原 宏成	
	広島県私立中学高等学校協会会长	田中 清峰	
	日本労働組合総連合会広島県連合会副事務局長	徳本 博志	
	西日本旅客鉄道労働組合広島地方本部執行委員長	松原 伸芳	
	J A M山陽広島県連絡会会长	薮本 敬士	
	公益社団法人広島県労働基準協会専務理事	齋藤 俊治	
	広島県商工会議所連合会事務局長	植野 実智成	
	広島県地域女性団体連絡協議会理事	山本 幸	
	一般財団法人広島県環境保健協会理事長	佐藤 均	
	社会福祉法人広島県社会福祉協議会常務理事兼事務局長	衣笠 正純	
	公益財団法人広島県交通安全協会専務理事	酒井 伸治	
	ライオンズクラブ国際協会 336-C 地区 地区糖尿病・献血・献眼・献腎・薬物乱用防止・環境保全・保健福祉委員長	永井 清之	
	広島市献血推進協議会副会長	牧里 重喜	
	呉市献血会会长	城 健康	
	福山市献血推進協議会会长	枝廣 直幹	
	日本赤十字社広島県支部事務局長	泉水 直	副会長
	広島県赤十字血液センター所長	山本 昌弘	

7 広島県合同輸血療法委員会名簿

(平成 30 年 7 月 17 日現在)

区分	所 属	役職(注)	氏 名	備考
医療機関	広島赤十字・原爆病院 輸血部長	委員長	牟田 豊	
	広島大学病院 輸血部長	委員長	藤井 輝久	委員長
	市立安佐市民病院 腫瘍内科主任部長	委員長	北口 聰一	
	国立呉医療センター 血液内科科長	委員長	伊藤 琢生	
	市立広島市民病院 副院長	委員長	岡島 正純	幹事
	市立福山市民病院 中央手術部長	委員長	日高 秀邦	幹事
	厚生連廣島総合病院 消化器外科主任部長	委員長	香山 茂平	
	県立広島病院 心臓血管外科主任部長	委員長	三井 法真	
	厚生連尾道総合病院 心臓血管外科主任部長	委員長	尾畠 昇悟	
	国立東広島医療センター 診療部長	委員長	中谷 圭男	
	呉共済病院 検査部長	委員長	藤原 謙太	
	中国中央病院 血液内科部長	委員長	木口 亨	
	国立福山医療センター 感染症内科医長	委員長	齊藤 誠司	
	市立尾道市民病院 内科医長	委員長	金尾 浩一郎	
学識経験者	国立広島西医療センター 統括診療部内科診療部長	委員長	下村 壮司	
	市立三次中央病院 副院長	委員長	永澤 昌	
	中国電力(株) 中電病院 臨床検査科	副部長	高田 昇	副委員長
	広島赤十字・原爆病院 検査部	部長	岩戸 康治	幹事
	広島大学大学院医歯薬保健学研究科 (小児科学)	教 授	小林 正夫	
	広島大学大学院医歯薬保健学研究科 (疫学・疾病制御学)	教 授	田中 純子	幹事
関係団体	広島大学原爆放射線医科学研究所	教 授	一戸 辰夫	
	広島国際大学保健医療学部医療技術学科	教 授	国分寺 晃	幹事
	一般社団法人広島県医師会	常任理事	大谷 博正	
	一般社団法人広島県病院協会	常任理事	土谷 晋一郎	
	公益社団法人広島県薬剤師会	副会長	松尾 裕彰	
その他	一般社団法人広島県臨床検査技師会	副会長	米田 登志男	
	公益社団法人広島県看護協会	副会長	山本 雅子	
	総合病院庄原赤十字病院 検査技術課	課 長	佐藤 知義	幹事
	広島県赤十字血液センター	所 長	山本 昌弘	
	広島県健康福祉局	局 長	田中 剛	
	広島県健康福祉局薬務課	課 長	應和 順治	

(注) : 医療機関においては、各院内輸血療法委員会における役職で、他は、組織内の役職

8 関係団体等名簿

(平成 30 年 10 月 1 日現在)

名 称	所 在 地 及 び 電 話 番 号
(公社) 広島県薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 広島県薬剤師会館 内 TEL 082-262-8931
広島県学校薬剤師会	(同 上)
(一社) 広島県病院薬剤師会	〒734-0037 広島市南区霞一丁目 2-3 広島大学病院薬剤部 内 TEL 082-257-5570
広島県女性薬剤師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 広島県薬剤師会館 内 TEL 082-262-8931
広島県青年薬剤師会	(同 上)
(一社) 広島県医薬品登録販売者協会	〒730-0051 広島市中区大手町三丁目 9 番 10 号 内田ビル 2 F TEL 082-243-6050
広島県医薬品卸協同組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-1 TEL 082-567-6301
広島県麻薬協会	(同 上)
(一社) 日本産業・医療ガス協会中国地域本部	〒730-0031 広島市中区紙屋町二丁目 3-1 革屋町ビル 4 階 TEL 082-247-5679
広島漢方研究会	〒735-0029 安芸郡府中町茂陰一丁目 3-12 漢王堂漢方薬局 内 TEL 082-285-3395
広島県医薬品配置協議会	〒737-2213 江田島市大柿町大原 546-6 二間ビル 1F TEL 0823-57-7300
(一社) 広島県配置医薬品連合会	〒731-0101 広島市安佐南区八木七丁目 4-30 共栄薬品(株) 内 TEL 082-873-6996
広島県富山配置薬業協議会	〒930-0088 富山県富山市諏訪川原町二丁目 4-17 会長代行 宮崎吉美 TEL 076-424-0556
広島県製薬協会	〒730-8652 広島市中区加古町 12-17 (株)ジェイ・エム・エス 内 TEL 082-243-6023
広島県ワクチン協会	〒732-0802 広島市南区大州五丁目 2-10 (株)エバレス広島支店 営業本部内 (TEL 082-286-3311) TEL 082-890-5671
(一社) 広島県医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-3 TEL 082-568-1511
(一社) 広島県病院協会	(同 上)
(一社) 広島県医療法人協会	〒723-0052 三原市皆実町三丁目 3-28 TEL 0848-63-5500
(一社) 広島県歯科医師会	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目 2-4 TEL 082-263-8020
中国歯科用品商協同組合	〒714-0000 岡山県笠岡市四番町 3-24 (有)鈴木歯科商店 内 TEL 0865-63-2862
中国歯科用品商協同組合 広島県支部	〒734-0052 広島市南区堀越三丁目 4-22 (株)東歯科商店 内 TEL 082-281-7373
広島県化粧品小売協同組合	〒730-0042 広島市中区国泰寺 2 丁目 3-12 TEL 082-244-4261
広島県医療機器販売業協会	〒733-8633 広島市西区商工センター一丁目 2 番 19 号 ディーエスアルフレッサ(株) 内 TEL 082-501-0316
中四国医療品卸商組合	〒771-1156 徳島市応神町応神産業団地 2-10 (株)谷商店 内 TEL 088-683-3210
中四国科学機器協会	〒730-0005 広島市中区西白島町 7-20 小川精機(株) 内 TEL 082-228-2285
中国表面処理工業組合	〒739-2117 東広島市高屋台一丁目 5-18 (株)ワイエスデー 内 TEL 082-434-6160

名 称	所 在 地 及 び 電 話 番 号
日本塗料商業組合 広島県支部	〒733-0833 広島市西区商工センター四丁目5-21 (株)脇田商会内 TEL 082-277-7733
(公社)広島県トラック協会	〒732-0052 広島市市東区光町二丁目1-18 TEL 082-264-1501
全国農業協同組合連合会 広島県本部	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目14-12 TEL 082-831-1111
広島県果実農業 協同組合連合会	〒729-2316 竹原市忠海中町一丁目2-17 TEL 0846-26-0011
広島県森林組合連合会	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル TEL 082-228-5111
広島県樹苗農業協同組合	〒730-0012 広島市中区上八丁堀8-23 林業ビル TEL 082-228-5437
広島県農薬卸商業協同組合	〒722-8507 尾道市美ノ郷町本郷1番地180 大信産業(株)内 TEL 0848-38-2612
(一社)広島県植物防疫協会	〒731-0124 広島市安佐南区大町東二丁目14-12 全国農業協同組合連合会広島県本部 肥料農薬課 内 TEL 082-846-4705
(一財)広島スマモン基金	〒730-0013 広島市中区八丁堀3番8号 TEL 082-227-9769
広島県薬剤師 国民健康保険組合	〒732-0057 広島市東区二葉の里三丁目2-1 TEL 082-506-1689
広島県毒物劇物安全協会	〒738-0022 廿日市市木材港南4-13 (株)ナカムラ内 TEL 0829-34-0311
(一社)中国しろあり対策協会	〒730-0052 広島市中区千田町三丁目1-10 TEL 082-546-0231
(一社)呉市薬剤師会	〒737-0046 呉市中通一丁目4-2 TEL 0823-21-4695
(一社)福山市薬剤師会	〒720-0815 福山市野上町三丁目12-1 TEL 084-926-0588
(公社)広島県獣医師会	〒734-0034 広島市南区丹那町4-2 TEL 082-251-6401
広島県国民健康保険団体連合会	〒730-8503 広島市中区東白島町19-49 国保会館 TEL 082-554-0770
社会保険診療報酬支払基金 広島県支部	〒733-8534 広島市西区中広町一丁目17-30 TEL 082-294-6761
広島県肝友会連絡協議会	〒733-0844 広島市西区井口台二丁目21-32 TEL 082-501-0882

第6 表彰

1 厚生労働大臣表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 章 年月日	受賞理由	備 考
二川 勝 (昭和24年)	薬剤師	30.10.23	薬事功労	
奥窪 宏章 (昭和30年)	医薬品製造	"	"	

2 厚生労働大臣感謝状

氏 名 (生年)	職 業	受 章 年月日	受賞理由	備 考
広島市立基町高等学校 器楽部	—	30.11.28	麻薬覚せい剤 乱用防止功労	

3 厚生労働省医薬・生活衛生局長表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 章 年月日	受賞理由	備 考
能美 直哉 (昭和19年)	—	30.11.28	麻薬覚せい剤 乱用防止功労	
広島フェニックス ライオンズクラブ	—	"	麻薬覚せい剤 乱用防止功労	

4 知事表彰

氏 名 (生年)	職 業	受 章 年月日	受賞理由	備 考
野村 祐二 (昭和33年)	薬剤師	30.11.29	薬事功労	
岡田 甫 (昭和21年)	"	"	"	
村田 耕也 (昭和28年)	医薬品製造	"	"	
土肥 栄 (昭和21年)	薬剤師	"		
金田 和宏 (昭和38年)	医薬品配置販売	"	"	
前信加代子 (昭和20年)	薬剤師	"	"	

5 知事感謝状

氏 名 (生年)	職 業	受 章 年月日	受賞理由	備 考
該当者なし				

第7 関係条例

1 広島県薬事審議会条例

〔昭和 36 年 9 月 19 日
条例第 33 号〕

- 1 昭和 38 年 10 月 1 日条例第 28 号改正
- 2 昭和 50 年 7 月 2 日条例第 40 号改正
- 3 昭和 50 年 12 月 20 日条例第 64 号改正
- 4 平成 4 年 3 月 30 日条例第 17 号改正
- 5 平成 17 年 7 月 6 日条例第 42 号改正
- 6 平成 20 年 3 月 25 日条例第 6 号改正
- 7 平成 26 年 10 月 9 日条例第 42 号改正

広島県薬事審議会条例をここに公布する。

広島県薬事審議会条例

(設 置)

第1条 医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律(昭和 35 年法律第 145 号。以下「法」という。) 第 3 条第 1 項の規定に基づき、広島県薬事審議会(以下「審議会」という。) を置く。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号、平成 17 年条例第 42 号〕
(所掌事務)

第2条 審議会は、知事の諮問に応じ、次の各号に掲げる事項について調査審議する。

- (1) 薬事従事者の研修その他薬事従事者の資質の向上に関する事項
- (2) 薬事衛生思想の普及向上に関する事項
- (3) 医薬品等の取扱いの適正化に関する事項
- (4) 薬用植物の栽培指導等薬用資源の開発に関する事項
- (5) 医薬品等の生産、輸出等の振興に関する事項
- (6) 医薬品等の円滑な流通に関する事項

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号・昭和 50 年条例第 40 号〕
(組 織)

第3条 審議会は、委員 20 人以内で組織する。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕
(委 員)

第4条 委員は、県及び関係行政機関の職員、学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者のうちから、知事が任命する。ただし、薬事に関する業務に従事する者並びに消費者の意見を代表する者から任命する委員は同数とする。

2 学識経験のある者、薬事に関する業務に従事する者及び消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

一部改正〔昭和 38 年条例第 28 号〕
(会 長)

第5条 審議会に会長を置き、委員の互選によってこれを定める。

2 会長は、会務を総理する。
3 会長に事故があるときは、あらかじめ委員のうちから互選された者がその職務を代理する。
(会 議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 審議会は、委員の過半数が出席しなければ、会議を開き、議決を行うことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

（幹 事）

第7条 審議会に幹事若干人を置く。

2 幹事は、県の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、審議会の所掌事務について、委員を補佐する。

（庶 務）

第8条 審議会の庶務は、健康福祉局において処理する。

一部改正〔昭和50年条例第64号、平成4年条例第17号、平成20年条例第6号〕

（雑 則）

第9条 この条例に定めるものを除くほか、審議会に関し必要な事項は、知事が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和38年10月1日条例第28号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 この条例施行の日以後昭和39年1月31日までの間に、消費者の意見を代表する者のうちから任命された委員の任期は、この条例による改正後の広島県薬事審議会条例第4条第2項の規定にかかわらず、昭和39年1月31日までとする。

附 則（昭和50年7月2日条例第40号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和50年12月20日条例第64号）抄

（施行期日）

1 この条例は、昭和51年4月1日から施行する。

附 則（平成4年3月30日条例第17号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月6日条例第42号）

（施行期日）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成20年3月25日条例第6号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成26年10月9日条例第42号）抄

（施行期日）

1 この条例は、平成26年11月25日から施行する。

2 広島県麻薬中毒審査会条例

〔昭和 62 年 3 月 9 日
条例第 3 号〕

1 平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号改正

2 平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号改正

広島県麻薬中毒審査会条例をここに公布する。

広島県麻薬中毒審査会条例

広島県麻薬中毒審査会は、麻薬及び向精神薬取締法（昭和 28 年法律第 14 条）第 58 条の 8 第 3 項の規定により知事が措置入院者につき入院を継続する必要があると認めるときに置くものとし、委員 5 人で組織する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 2 年 10 月 8 日条例第 39 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 26 年 3 月 26 日条例第 19 号）抄

1 この条例は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。